

記 録

■委員長挨拶により開会。

付託案件の審査

●分割付託を受けた「第1号議案、平成28年度四万十市一般会計補正予算（第3号）について」は審査の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。歳出

【説明：総務課長】2款1項1目一般管理費の損害賠償事件等関連経費357000円は、今、市で行っている損害賠償事件は2件あるが、既決予算から支出している分で不足する額の補正をお願いするもの。2次納税義務取り消し事件について11/30控訴審判決が、高松高裁であった。主な抗争部分は相手方が控訴した訳だが、控訴部分につきましては棄却され、四万十市が勝訴した結果となっている。ただこれについて最高裁の方に上告されたと弁護士事務所から連絡があり、最高裁の方へ移っていく。まだ上告訴が届いてないので議会に対して説明が出来ませんが閉会中の委員会の方で、又、説明をさせていただきたいと思います。

【説明：企画広報課長】7目企画費の3521万3000円の減額について説明します。中山間地域の生活支援として、当初予算に3件の事業に対する補助金を予算化していたが、このうち2件については、中山間地域への生活用品の移動販売を行う2つの事業所に対して、販売を行う車両に対する補助を行うこととしていたが、この中の1事業者については移動販売事業を中止したということで取り下げの申し出があった。この事業所への73万5000円を減額するもの。もう一件、高瀬地区の飲料水供給施設整備については、当初段階においては施設の実施設計と整備工事を今年度中に行うという計画で、これに要する経費の95%、3888万9000円を予算化していたが、工期が十分確保できなくなったことから今年度については実施設計までとなり、整備工事については翌年度以降の実施となった。これにより不用となった整備工事相当分の3447万8000円を減額するもの。合わせて3521万3000円の減額。

16目情報化推進費は、昨年度、年金機構の方で情報の流出事件があった。マイナンバー制度施行に伴う情報セキュリティの強化対策を現在行っているが、今回外部からの不正アクセスに対する防御策を強化して行政情報、個人情報流出を防ぐ対策を講じるもの。具体的には現在情報系ネットワークを使って1台のパソコンで通常の行政業務とインターネットへの接続を行って、情報の収集とか、メールのやり取りを行っているが、これを事務用LG1系、地方公共団体の中で構築されてますセキュリティの高い専用ネットワークですが、LG1系を使った事務用とインターネットを使って外部と繋がるネットワーク、この2つを切り離す対策を講じるもので、この為必要となるインターネットに接続するパソコン、合計150台を購入するもので、ネットワークを構築する経費、2137万1000円です。

【質疑：上岡委員】7目企画費について、高瀬の事業が設計だけとなって来年に繰り越すんですね。それで来年度予定している県の補助が50%とか入っていると思うが、来年度との兼ね合いはいいのか。今年戻して来年もつくのか。やるところは決まっていると思うが。

【答弁：企画広報課長】実施設計につきましては今年度終了しましたので、県に対しては当然来年度の予算は今からですので確約は頂いてないが、話は申し上げて来年度実施分の補助金をいただきたいということは、担当レベルではお願いして、わかりましたという話は聞いている。来年度は当面2箇所、計画箇所があり、できれば竹屋敷の奥の実施設計を行いたいという計画を持っている。

【質疑：今城委員】同じく企画費について車両の購入補助金がありますけど、実際に補助事業で購入した地域はどこか。

【答弁：企画広報課長】今年度2箇所当初要望があつて、取り下げたのが新町の事業所で、下田、八束方面への移動販売を計画していたがこちらが中止となった。もう一件実施済みが久保川の事業者で移動販売の実施地区は黒尊川方面、中半方面です。

記 録

【説明：税務課長】2款2項1項税務総務費、23節償還金利子及び割引料の809万3000円の補正は、償却資産税の還付で、去る9月議会でも3358万3000円をお願いしたところです。以後還付した金額ですが3550万7600円を既に支払いしている。今年度中に還付の予定は約550万円、18件あまりを予定している。予算要求したあと確認作業はしている訳ですが、この中から一部分は還付しなくてもよいのも出てきつつあります。最終的には4100万円あまりの返還金になりそうだと見込んでいる。

【説明：地震防災課長】9款1項2目非常備消防費の89万円の補正は、消防団員の退職者の増の見込み2名が5名退職されたことによる市長表彰金の増です。4目防災費は9月でも補正をお願いしたが、住宅の耐震診断の増及び設計が見込みより多くなったことで、財源更正をしたもの。

【質疑：上岡委員】1目常備消防費の幡多中央消防組合負担金の約1300万円の減など、減額されている理由はなにか。

【答弁：地震防災課長】人件費の見直しによる減です。

歳入・地方債補正 (説明・質疑なし)

繰越明許費の補正【説明：地震防災課長】都市防災推進の繰越明許費の補正ですが、1つが八東地区防災拠点基地関係です。基地にかかる市道改良との施行調整により、これに合わせてする耐震性給水施設の整備についても年度内完成が見込めなくなったことが1つ。もう1つは防災広場について一部修正設計する必要が生じて、今年度分の造成工事の工事着手時期に遅れが生じ適正工期の確保が困難となった為。東山地区でも防災活動拠点施設を現在取り掛かっておりますが、建設地の所有者であります春日神社との用地交渉に不測の日数を要し、適正工期の確保が困難になった。以上の理由により補正後の額を3億5362万5000円にするもの。

【質疑：上岡委員】八東の防災拠点基地にかかる市道改良との施行調整が行われたと言ったが、施行調整とは具体的にはなんですか。

【答弁：まちづくり課土木係長】昨年度から工事をやっていて、当初見込みでは8/31を工期としていたが、掘削もしていくわけだが、その岩盤が固いために2ヶ月ほど工期を延期しなくてはならなくなった。最終的には10/31の完成となっている。従って当時調整していた秋口の発注がどうしても遅れた関係で保育施設、水道施設を少し待っていただくようになった原因と思っております。

【質疑：上岡委員】どうも理由にならない。あの山が硬かったのが工期が2ヶ月延期になったと。最初から硬いことはわかっている。入り口の端から硬かった。あれほど硬いとこやってたまるかと自分は思いよったけど、硬いことは当然地質調査もしてるので事前に分かっていた話と思う。事前に分かっていたことを理由に2ヶ月延びたというのは、納得しがたいけど分かるには分かった。

(終了)

●「第4号議案、平成28年度四万十市鉄道経営助成基金会計補正予算(第2号)について」は審査の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

【説明：企画広報課長】今回の補正をお願いします7000万円ですが、現在土佐くろしお鉄道に対します経営助成でございますが、25年度から29年度までの5年間で12億円を見込んで、基金造成をしまして会社のキャッシュフローの状況を見ながら、必要最小限の額を助成しているところです。今年度の助成限度額につきましては、27年度より未支給としておりました7000万円を含めまして上限額3億7000万円と見込んでいた。当初予算におきましては、計算した上3億円計上して状況を見ておりましたが、現時点での28年度のキャッシュフローの見込みでは、3億7000万円不足すると見込

記 録

まれるものでありまして、今回7000万円を補正して助成金の予算額を3億7000万円とするもの。

【質疑：宮崎委員】年度当初3億7000万円足りないだろうと見込んで3億円しか計上してませんでした。でもやっぱり7000万円足りませんでした、というのは7000万円をプラスになる材料はというのは何があったのか。

【答弁：企画広報課長】会社側のキャッシュフローの計算では3億7000万円相当と見込んでおりましたけれども、今年度に行います事業、工事費の支払いを4月になる見込みがあったので、来年度になる見込みでしたので、そういったものを含めまして当面3億円ということにしておりましてけど、工事が早く終わりました今年度中に工事費を支払う必要が出てきた等の理由によりまして、7000万円の増額補正となった。

【質疑：上岡委員】どこの工事か。

【答弁：企画広報課長】今年度行いました耐震補強の工事で黒潮町の橋梁だが、場所、名称は分かかっておりません。

(終了)

●「第7号議案、四万十市職員の退職手当に関する条例及び四万十市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」については、審査の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

【説明：総務課長】雇用保険法の改正に伴いまして、国家公務員退職手当法が改正されたことから、これに準拠している本条例についても所要の改正を行うもの。主な改正内容ですが退職した職員が受けている退職手当につきまして、65歳以降に新たに退職される者も支給の対象とするということになったこと。又同法において新設される求職活動支援費に相当する額についても支給することとしたこと。65歳以上の受給資格者について就業促進手当、移転費及び求職活動支援費につきましても支給対象とするという内容。

【質疑：平野委員】実際に該当する人はおりますか。

【答弁：総務課長】うちの方ではまずいなと思う。65歳以上で採用されるということがない。中には医師等が対象になる場合があるかもしれませんが、一般職員ではまずはないと思う。

【質疑：宮崎委員】これだけではないんですけど、付託議案参考資料、新旧対照表ですが、今日付けですよ。議案として出せば、ここを改正すると分かるんでいいのかもしれないが、他の議員さんもいる訳で、総務常任委員会だけの配付で、この場でチェックせよといっても出来ない訳でもっと早く出せないのか。

【答弁：総務課長】わかりました。出来るだけ早く出せるように、全議員に配れるようにしたいと思います。

(終了)

●「第8号議案、四万十市税条例等の一部を改正する条例」については、審査の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

【説明：税務課長】この条例改正ですが、地方税法等の改正に合わせて改正をするもの。今回大きく5点あります。①軽自動車関係。軽自動車税があるが名称が種別割に変わってくることと、自動車取得税がこれまでは県税であったが、軽自動車については、課税主体が市に変わってくる。ただし当面はこれまでどおり県が行う。いつまでという期間の定めはまだない。それに伴う改正です。②法人市民税関係。これは税率が下げられることになっており、下げた分を国税の方を上げて、交付税の財源にするという趣旨。納める側に見たら課税になる金額そのものは変わらない。今、

記 録

言った2点については、消費税の10%に合わせて施行することに当初予定されておりましたので、ご存知の通り消費税が2年半延びる事になりましたので法律そのものも11/28に変更となり、所定の条例改正を3月をお願いすることになるかと考えているところです。

③市民税関係。医療費控除の新設が出来ている。これまで医療費の対象だったかぜ薬等が除外されるということがありまして、その分が医療費の控除に参入されてくるということが1つ。本会議の議案質疑でも出たが、在日台湾人の方の所得の計算方法が若干変わってくるということで、それに伴う条例改正です。

④延滞金関係。延滞金の計算期間が変更になり、これは税額を何回か変更した場合に延滞金の計算方法が変わるということ。最高裁の判例に基づいて今回見直しが行われた。まずは該当になるようなのではないと思っている。

⑤たばこ税関係。既に法改正されてまして4年かけて下限緩和していくということになっていて、この間の項ずれの修正、様式の変更、そういったことに伴うもの。

(終了)

●「第12号議案、工事請負契約について」は、審査の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

【説明：財政課長】請負工事名は、市道八東地区防災拠点基地中央線道路整備工事です。この工事につきましては、H28年8月9日に入札を執り行ったが、その後設計の誤りが判明し、8月24日に落札決定を取り消した分です。契約金額は1億6954万7040円。契約の相手方は(株)田辺豊建設。工期は議会の議決日から平成29年8月14日まで。入札日、平成28年11月17日。指名業者は市内のA級業者11社です。

【質疑：上岡委員】やり直しの入札ですが、設計に誤りがあってやり直した訳だが、くじびきで決定になったのか。最低が1社だったのか。

【答弁：財政課長】11社指名して、辞退が5社。札を入れたのが6社。その内2社が同額で2社でくじ引きの結果、落札が決定しております。

(終了)

●分割付託を受けた「第13号議案、平成28年度四万十市一般会計補正予算(第4号)について」、「第22号議案、四万十市一般会計の給与に関する条例及び四万十市一般職の任期付職員等に関する条例の一部を改正する条例」及び「第23号議案、四万十市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」については、審査の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決した。

【説明：総務課長】第22号議案は、平成28年度高知県人事院勧告の趣旨にそって一般職員の勤勉手当を0.1月分、再任用職員の勤勉手当を0.05月分、特定任期付き職員の期末手当を0.75月分引き上げる為、必要な改正を行うもの。この条例改正に伴う影響額は共済費を除いた約2010万円、一人当たりでは約3万4000円ということになります。第23号議案は、これも平成28年高知県人事院勧告の趣旨に沿った一般職員等の勤勉手当の改正に伴い、特別職及び市議会議員の期末手当を0.05月分引き上げるため必要な改正を行うもの。この条例改正の影響額は共済費を除きまして約48万3000円、内訳は特別職は約16万1000円、議員が約32万2000円となっている。第13号議案については、今申し上げた条例の改正に伴い補正予算を計上しているもの。

【質疑：平野委員】期末手当と勤勉手当の支給率が、一般職は合計で0.1月分上がってるんですね。

【答弁：総務課長】今回の人事院勧告は、勤勉手当の方を0.1月分上げなさいという勧告でしたので

記 録

一般職員については0.1月分上げるといふことをお願いしている。特別職と議員につきましては期末手当しかないのだから期末手当をお願いしている。

(終了)

■委員長報告の作成は、正副委員長に一任して終了。